

那覇地方裁判所委員会（第5回）議事概要

1 日時 平成17年10月11日（火）午後1時30分から午後4時30分

2 場所 那覇地方裁判所大会議室

3 出席者（50音順）

（委員）

赤嶺真也，稲田隆司，浦田啓一，金城初美，金城 仁，島袋鉄男，染矢弘芳，
平良 武，玉城常邦，藤村 啓，饒平名知孝，横田信之，
（教育庁打合せ：宮里朝光）

（説明者）

窪木 稔（裁判官），西井和徒（裁判官），福島直之（裁判官），北村ゆり（裁判官），
・枝哲人（事務局長），渡嘉敷康雄（民事首席書記官），與儀典子（刑事首席書記官）

（庶務）

河相秀達（総務課長），仲村俊一（総務課長補佐）

4 意見交換結果要旨（：議長，：委員，：事務局）

テーマ【裁判員制度】

：最近の司法制度改革はすさまじい早さと幅広さがある。その中で当初の理念とはずれて問題が生じているものもある。

例えば，法科大学院についても，新司法試験での合格者を将来3000人に増員すると仮定した場合に，法科大学院卒業者の6～7割が合格することを目指していた。ところが，全国の法科大学院の定員を見ても6000人と当初の理念を貫くことはできなくなっている。

しかしながら，司法制度改革の方向性自体は正しいものと考えている。その中で，司法制度改革の目玉と言われる「裁判員制度」をきちんと根付かせることは，実際には大変なことだと思う。私は，裁判員制度は本当の意味での民主主義を実現するために導入することになったと考えており，そのことをみんなに理解してもらいたいと考えている。

特に，中小企業が多い沖縄県では，雇用主と従業員の双方に抵抗があるのではないだろうか。

：新しい制度をスムーズにスタートさせるためには，みんなに理解してもらうことが大切である。そして，理解してもらうためには細かい工夫が必要になると考える。

本日視聴したビデオの中では，裁判員の名前を呼び合ったり，裁判員の任務終了後に「自分の職場で働かないか。」といったように個人的な接触をしている点が気になった。1つの事件の審理を通して裁判員間で連帯感を持つということは，終了後に不用なトラブルを発生させることにつながるのではないだろうか。

：指摘された点は，法律や政令で定められておらず，運用でどうするかということになる。例えば，選任時点で裁判員に説明することも考えられると思うが，具体的には決まっていない。

：アメリカの陪審員では名前を呼び合っているのだろうか。

：法廷外において，名前を呼び合わないようにするというルールが確立されているかど

うかははっきりとはわからない。

：裁判員制度に対する抵抗感を覚える理由の1つに、暴力団等による脅しを受けるのではないだろうかとの不安も挙げられている。裁判員制度が始まった後に、現在のように裁判所内に簡単に入出入りできてよいのだろうか。

：制度的担保としては、裁判員への接触に対する罰則規定がある。

現在でも暴力団関係の事件で証人に出てもらう際には、出頭や退庁時の経路に配慮したりしている。

：暴力団等の報復の蓋然性が高い事件については、裁判員制度の対象から外すということも考えられる。確かに、映画やドラマでは陪審員に対して圧力がかかるようなものもあるが、現実的に、そのような事件が起きているのか諸外国の実績もきちんと検証しなければならないと思う。

：青年会議所としては、率先して社会に関わっていきこうとの運動をしており、加入している企業は裁判員制度への抵抗は比較的少ないのではないかと思う。ただし、現実問題として、企業の理解次第ではあるが、ある程度の権限を持った人でないと裁判員になりにくい面があることも否定できない。

まずは、裁判員制度を知ってもらうことからスタートし、積極的に広報を行うことでさらに話題が広がっていくことになると思う。

裁判員に対する報復防止のために、裁判員が別室でビデオを見ながら審理に参加するということは考えられないのか。

また、アメリカの陪審員は判決まで社会から遮断されると聞いているが、裁判員制度ではどうか。

：まず、最後の隔離については、裁判員では導入されない予定である。

別室審理については考えられない。裁判を行うということ自体が隠れたままでよいのかという問題もある。例えば、仮面を被って審理できないのか、帽子やマスク、サングラスを付けて行えないかという議論もあるが、基本的には困難であろう。

：裁判員制度が日本の文化になじむのか、これは運用をどうするかということがカギになると思う。日本人は、面倒なことに巻き込まれたくない、「餅は餅屋」という気持が強い、法律用語がわからない、そもそも法廷で何が起きているのかわからない、というように取っかかりから拒否反応を示しており、仮に選ばれても辞退しようと考えているのではないだろうか。裁判というのは、かけ離れた世界と思っている人が多いのではないだろうか。

中学生・高校生レベルからの教育が大事になると思う。それをしないと浸透しにくい。

裁判員のポスターも裁判所でしか目にせず、PR不足ではないかと思う。

：インターネット等で調べたところ、一生のうちに裁判員に選任される可能性は67人に1人、昨年の沖縄県での裁判員対象事件も34件あるとのことであった。

裁判所には関わりたくないというのが正直な気持ちだと思う。

裁判員制度が実施されると、証拠等をかみ砕いて説明することが大切だと思う。

視聴したビデオの中で選任時に裁判長が「他人事ではない。」と言っていたのが心に響いた。

先ほどからの報復防止の観点からは、裁判員の氏名は記録化され閲覧・謄写すること

ができるのかが気になった。

：記録には裁判員の氏名も記録されるであろうが、例えば、判決書に裁判員は署名・押印しないことになっており、通常の手続では外部にその氏名がわからないようになっている。

：確定記録の閲覧についても裁判員の氏名は閲覧の対象外とすることが可能ではないかと思う。

：裁判員制度というのはよい制度だと思うが、実際に実施するとなると運用は難しい面が多々あると思う。匿名性や安全性が重要ではないだろうか。

制度周知のためには模擬裁判を繰り返し行うことが重要だと思う。

現在のままでは、裁判員に選ばれたとしても喜んで行く人はいない。司法はもっと開かれるべきだと思う。

：新しい制度を始めるときには不安はあると思う。しかしながら、きちんと理解してもらえばうまくいくのではないだろうか。

報復防止の点についても、実際に事件が起きたら処罰の対象となりますというのでは不安は取り除かれない。未然防止のためにこのようなことをしますということではできないのだろうか。

今までに、裁判官が仕返しされたことがあるのか。特に、沖縄は狭い社会であり、やはり報復の点は大きな不安材料となる。

：裁判員制度については、世論調査の結果を見てもわかるとおり、総論賛成・各論反対という傾向が顕著だと思う。

仕事上、懲戒という他人の人生を左右することにも関与しているが、やはり気が重い。裁判となるともっと大変だと思う。

裁判員に選任された場合、雇用主に対して裁判所から説明してもらえるのか。また、雇用主は不利に扱ってはならないとのことだが、罰則規定はあるのか。

視聴したビデオにもあったように、大切な契約に関与している場合にはどうするのか。契約できなかつたら補償してもらえるのか。

沖縄では地域性というのがまだ残っており、特に、過疎地域で起こった事件で、当該地域の住民が裁判員に選任されると辞退者ばかりが出てしまうのではないだろうか。

：雇用主に対する説明をどうするのかについては、例えば、一律に説明書を同封する、さらに個別に電話等で説明するのかといったようなことが考えられるが、どのような運用を行うのかはこれから検討することになる。

雇用主に対する罰則までは制定されていなかったと思う。また、契約できなかつた場合、当然に補償されることにはならない。

過疎地域の問題については、その状況によっては、不公正な裁判をするおそれがあるということで不適格事由になる可能性がある。ただし、実際には過疎地域は裁判員候補者の数も少なく、さらに具体的な事件で当該地域の候補者が裁判員に当たる可能性は極めて低いのではないだろうか。

：いったん裁判員に選任された後に、審理の途中で差し支え事由が生じた場合には期日を変更してもらえるのか。

：原則として期日は変更されない。差し支え事由が法律の定める辞退事由に該当するか

どうか問題となる。辞退事由が認められれば、新たに裁判員を入れる必要がある。

：裁判員が途中で交替することはあるのか。

：それに備えて補充裁判員を選任することができるようになっている。

：選任される際に、例えば1か月先の3～4日間の日程が大丈夫かということを質問するのではないのか。

：運用をどうするかという問題であるが、基本的には、午前中に選任手続を行い、そのまま当日の午後から審理に入り、そこから連日開廷することが考えられている。裁判員に直接質問するのは、審理の当日ということになる。事前に発送する呼出状に、「選任された場合にはそのまま数日間拘束されることになる」旨を記載することになるのかもしれない。

：まず、選任されるかどうか、裁判員が決まったら、例えば1か月先の3～4日間の日程が大丈夫かという決め方が、通常の間感ではないだろうか。選任されるかどうかかわからない、選任されたら当日から拘束されるということであれば、無用な心配を与えかねず、選任手続にも出頭しない人が増えるのではないだろうか。

：どのようにするのが参加する人の負担を減らすことができるかが問題となるが、運用が決まったわけではない。今後、運用を検討する際に参考とさせていただく。

5 次回予定

- ・ 日時

平成18年5月22日(月)午後1時30分から

- ・ 議題

裁判員裁判の模擬裁判及び意見交換